

平成28年度第三国定住難民に対する日本語教育事業  
－第三国定住難民の定住後の継続的な自律学習を支援するための  
通信による読み書き支援ツールの開発－  
総合評価基準

1 入札価格の評価方法

入札価格の評価については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

$$\text{入札価格の得点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

2 技術等の評価方法

入札に係る技術等の評価は、別添の「平成28年度第三国定住難民に対する日本語教育事業－第三国定住難民の定住後の継続的な自律学習を支援するための通信による読み書き支援ツールの開発－仕様書」（以下「仕様書」という。）、並びに別紙1の「評価項目及び得点配分基準」及び別紙2の「加点評価項目及び評価基準」（以下「評価基準」という。）に基づき以下のとおり行う。

なお、仕様書及び評価基準に記載されていない技術等は評価の対象としない。

また、仕様書及び評価基準に記載されている技術等であっても、入札に係る技術等が文化庁としての必要度・重要度に照らして、必要な範囲を超え、評価する意味のないものは評価の対象としないことがある。

- (1) 評価基準に記載する評価項目に係る技術等について、仕様書に記載する要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与え、これを超える部分については、評価に応じ評価基準に示す加点の点数の範囲内で得点を与える。
- (2) 仕様書に記載する要件を満たしているか否かの判定、及び評価基準に基づき付与する得点（以下「技術点」という。）の判定は、技術審査委員会において、提出された技術提案書その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

3 得点配分

区分	価格点	技術点	合計
配点	50	100	150

4 総合評価の方法

- (1) 入札価格及び技術等の総合評価は、次の各要件に該当する応札者のうち、1の「入札価格の評価方法」により得られた入札価格の得点に、2の「技術等の評価方法」により得られた技術点を加えた総合得点をもって行い、当該総合得点の最も高い者を落札者とする。
  - ① 予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示した応札者であること。
  - ② 提案された技術等が、仕様書で必須とした要件を全て満たしている応札者であること。
- (2) 上記総合得点の最も高い者が2人以上であるときは、当該応札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該応札者のうち出席しない者又はくじを引かないものがあるときは、入札執行事務に関係のない文化庁担当官に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

**平成28年度第三国定住難民に対する日本語教育事業  
－第三国定住難民の定住後の継続的な自律学習を支援するための  
通信による読み書き支援ツールの開発－に係る評価項目及び得点配分基準**

※:必須の項目 ● 価格と同等に評価できない項目

分類	評価項目	得点配分	
		基礎点	加点
	<b>ア 業務の実施方針[50点]</b>	<b>25</b>	<b>25</b>
	① 開発内容の妥当性, 適切性	10	10
●	※(i)仕様書の「2. 事業の内容(1)(2)」記載の開発内容について, 全て提案されており, 妥当であること。(仕様書記載の内容以外の独自の提案がなされ, 適切であれば加点する。)	5	10
●	※(ii)開発する教材のレベル・範囲・進度・内容の設定が妥当であること。	5	
	② 読み書き支援ツールの運用方法及び説明会・研修会の実施方法の妥当性, 独自性	10	10
●	※(i)読み書き支援ツールの運用方法が明確に示されており, 妥当であること。(事業成果を高めるための独自の工夫があれば加点する。)	5	5
●	※(ii)説明会・研修会の実施方法が明確に示されており, 妥当であること。(事業成果を高めるための独自の工夫があれば加点する。)	5	5
	③ 作業計画の妥当性, 効率性	5	5
●	※(i)作業の日程・手順等に無理がなく, 目的に沿った実現性があり, 妥当であること。(作業の日程・手順等が効率的であれば, 加点する。)	5	5
	<b>イ 組織の経験・能力[30点]</b>	<b>15</b>	<b>15</b>
	① 組織の類似の教材開発業務の経験	—	5
	(i)過去に類似の教材開発を実施した実績があれば, 実績内容により加点する。		5
	② 組織の教材開発並びに説明会・研修会の実施能力	15	10
	※(i)事業を遂行するための人員が確保されており, その体制に妥当性・効率性が認められること。	10	
	(ii)通信教材開発や説明会・研修会の実施に必要な幅広い専門的な知見・人的ネットワーク・十分な実施体制があり, 円滑な実施が可能であれば加点する。		10
	※(iii)事業を実施する上で適切な財務基盤, 経理能力を有していること。	5	
	<b>ウ 業務従事予定者の経験・能力[20点]</b>	<b>10</b>	<b>10</b>
	① 業務従事予定者の類似の教材開発業務の経験	—	5
	(i)過去に類似の教材開発を実施した実績があれば, 実績内容により加点する。		5
	② 業務従事予定者の教材開発に関する専門的知見・適格性	10	5
	※(i)教材と学習サポートツール等の開発を行うことができるだけの専門的な知見と実績を有していること。	10	
	(ii)第三国定住難民に対する日本語教育の現状を踏まえた教材開発が可能となる人的ネットワークを有していれば加点する。		5
	合 計	50	50

平成28年度第三国定住難民に対する日本語教育事業  
 ー第三国定住難民の定住後の継続的な自律学習を支援するための  
 通信による読み書き支援ツールの開発ーに係る加点評価項目及び評価基準

加点評価項目	評価			
	大変 優れている	優れている	やや 優れている	記載がない 又は評価が 困難
<b>ア 業務の実施方針</b>				
① 開発内容の妥当性, 適切性				
※(i)仕様書記載の内容以外の提案の独自性, 適切性について	10	6	2	0
② 読み書き支援ツールの運用方法及び説明会・研修会の実施方法の妥当性, 独自性				
※(i)事業成果を高めるための独自の工夫について	5	3	1	0
※(ii)事業成果を高めるための独自の工夫について	5	3	1	0
③ 作業計画の妥当性, 効率性				
※(i)作業の日程・手順等の効率性について	5	3	1	0
<b>イ 組織の経験・能力</b>				
① 組織の類似の教材開発業務の経験				
(i)類似の教材開発の実績内容について	5	3	1	0
② 組織の教材開発並びに説明会・研修会の実施能力				
(ii)幅広い専門的な知見, 人的ネットワーク, 説明会・研修会の実施体制について	10	6	2	0
<b>ウ 業務従事予定者の経験・能力</b>				
① 業務従事予定者の類似教材開発業務の経験				
(i)類似教材開発の実績内容について	5	3	1	0
② 業務従事予定者の教材開発に関する専門的知見・適格性				
(ii)第三国定住難民に対する日本語教育の現状を踏まえた教材開発が可能となる人的ネットワークについて	5	3	1	0